

令和 7 年第 4 回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和 7 年 1 2 月 3 日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 9 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
議案第 8 9 号	四万十町観光交流拠点施設用地の売買契約の締結について	3
議案第 9 0 号	四万十町景観計画の変更について	5
議案第 9 1 号	高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	6
議案第 9 2 号	高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	7
議案第 9 3 号	四万十町子育て支援住宅条例について	11
議案第 9 4 号	四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	14
議案第 9 5 号	四万十町景観条例について	23
議案第 9 6 号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 9 7 号	四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	48
議案第 9 8 号	四万十町保育所条例の一部を改正する条例について	49
議案第 9 9 号	四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について	50
議案第 1 0 0 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	51
議案第 1 0 1 号	四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例について	52
議案第 1 0 2 号	災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例について	55
議案第 1 0 3 号	四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について	57
議案第 1 0 4 号	四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について	61
議案第 1 0 5 号	四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について	62
議案第 1 0 6 号	令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 0 7 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 0 8 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 0 9 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 0 号	令和 7 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 1 号	令和 7 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 2 号	令和 7 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 1 1 3 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 1 1 4 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 1 1 5 号	令和 7 年度四万十町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 1 1 6 号	令和 7 年度四万十町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月23日

四万十町長 中尾 博憲

- | | |
|---------|---|
| 1 相手方 | 四万十町 
 |
| 2 事故の概要 | 令和7年6月18日午後8時5分頃、公用車を運転する町職員が新開町三叉路交差点を西から右折しようとしたところ、直進してきた対向車と接触し、当該運転手を負傷させたもの。 |
| 3 損害賠償額 | 173,469円 |

議案第 89 号

四万十町観光交流拠点施設用地の売買契約の締結について

四万十町観光交流拠点施設用地について、下記のとおり売買契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 四万十町観光交流拠点施設用地の買入れ |
| 2 土地の所在 | 四万十町平串 472 番地 1 他 30 筆 |
| 3 土地の面積 | 合計 11,402 m ² |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 契約金額 | 合計 24,362,300 円 |
| 6 契約の相手方 | 四万十町 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX 他 4 名 |

別紙 契約する用地の所在地等一覧

所在地 (四万十町)	地目	地籍	所 有 者		取得価格
			住所	氏名	
平串472番地1	田	341㎡	四万十町 [redacted] [redacted]	[redacted]	13,097,800円
平串475番地1	田	1,211㎡			
平串478番地	田	648㎡			
平串479番地	田	425㎡			
平串480番地1	田	457㎡			
平串480番地3	田	1,491㎡			
平串481番地2	田	69㎡			
平串482番地2	田	175㎡			
平串483番地1	田	256㎡			
平串484番地	田	382㎡			
平串485番地	田	637㎡			
平串475番地2	田	124㎡	四万十町 [redacted] [redacted]	[redacted]	3,057,950円
平串475番地4	原野	66㎡			
平串486番地	田	524㎡			
平串487番地	田	753㎡			
平串488番地	畑	26㎡			
平串475番地3	田	57㎡	四万十町 [redacted] [redacted]	[redacted]	8,120,550円
平串476番地1	田	39㎡			
平串489番地1	田	420㎡			
平串492番地	田	259㎡			
平串499番地1	田	20㎡			
平串500番地1	田	122㎡			
平串500番地4	田	14㎡			
平串501番地1	田	548㎡			
平串502番地	田	979㎡			
平串503番地	田	453㎡			
平串504番地1	田	616㎡			
平串505番地2	田	168㎡			
平串506番地1	田	82㎡			
平串507番地1	田	23㎡	四万十町 [redacted] [redacted]	[redacted]	49,450円
平串508番地2	田	17㎡	四万十町 [redacted] [redacted]	[redacted]	36,550円

契約方法：随意契約による

議案第 9 0 号

四万十町景観計画の変更について

四万十町景観計画を別冊のとおり変更することについて、四万十町議会基本条例（平成 2 2 年四万十町条例第 2 6 号）第 1 1 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 9 1 号

高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合規約第 3 条に規定する共同処理する事務を次のとおり変更することに伴う協議のため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高幡広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

高幡広域市町村圏事務組合規約（平成 3 年 8 月 1 日高知県指令地第 3 5 2 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条の表を次のように改める。

共同処理する事務	市 町
高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその附帯債権並びに地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 5 条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 2 号

高幡広域市町村圏事務組合理約の一部変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合理約の一部変更に伴う財産処分を次のとおり定めることに伴う協議のため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

1. 財産処分の方法

高幡広域市町村圏事務組合の構成団体である須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町との協議により、須崎斎場運営一部事務組合へ無償譲渡する。

2. 譲渡する財産

(1) 建 物

名 称	須崎斎場
設 置 目 的	須崎市及び津野町の火葬業務を共同処理することを目的とする。
竣 工	平成 1 1 年 1 2 月臨時会議決日の翌日
所 在 地	須崎市池ノ内字船戸 9 7 0 番地 7 他
延 床 面 積	1, 6 9 6 . 2 1 m ²
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造り 3 階建
固定資産評価額	非課税

(2) 土 地

別表 土地一覧のとおり

(3) 物 品

別表 備品一覧のとおり

(4) 基 金

令和 8 年 3 月 3 1 日現在における残高

3. 譲渡する日

令和 8 年 4 月 1 日

別表 土地一覽

地番	登記地目	現況地積 (㎡)
下分甲日比ノ木 1843-4	山林	2051.00
下分甲日比ノ木 1843-6	公衆用道路	133.00
下分甲日比ノ木 1843-7	公園	945.00
下分甲日比ノ木 1843-8	雑種地	3.21
下分甲日比ノ木 1843-9	公衆用道路	142.00
下分甲日比ノ木 1843-10	宅地	244.43
池ノ内和泉谷 975-5	山林	2160.00
池ノ内和泉谷 975-6	宅地	770.73
池ノ内船戸 970-3	山林	6251.00
池ノ内船戸 970-4	公園	48.00
池ノ内船戸 970-5	雑種地	362.00
池ノ内船戸 970-6	公衆用道路	332.00
池ノ内船戸 970-7	宅地	1292.76
地積計		14735.13

別紙 備品一覧

使用（保管）場所	備品名	数量	備考
火 葬 炉 室	洗濯機	1 台	
	保管庫（両開扉）	1 台	スチール製
	火葬台車（ベット）	4 台	
	カート（台車）	1 台	C－230
監 視 室	片袖机	1 卓	SD-S5S3
	事務イス	1 脚	CR-G152
	ロッカー	2 台	スチール製（45 cm幅）
	冷凍冷蔵庫	1 台	S R 9 R
	応接椅子（アーム無し）	2 脚	
	角テーブル	1 卓	
事 務 室	テレビ（21 型）	1 台	
	冷凍冷蔵庫	1 台	140 リットル
	タテ型掃除機	1 台	
	保管庫（両開扉）	1 台	スチール製
	応接セット	1 式	CE-300K
	片袖机	2 卓	SD-S5S3
事務室横出入口	大型灰皿兼屑入れ	1 個	D S－12 S－11
玄 関	アウトドアマット	1 枚	1800×2900
	アウトドアマット	1 枚	1200×2500
	傘立て	1 個	Y A 31 L－1 D
	車椅子	2 台	
	大型灰皿兼屑入れ	1 個	D S－12 S－11
ホ ー ル	3 人掛ソファ（背もたれ無し）	3 脚	
	ベンチ	1 脚	
斎 場（式場）	椅子	105 脚	
	祭壇用可動ステージ	5 台	
	柩安置台	1 台	
	献花（焼香）台	1 台	
	音響設備	1 式	
	ガイドポール	5 台	
斎 場（式場） 横物置	腰高木製つい立	4 台	
	スチールロッカー	1 台	スチール製（45 cm幅）清掃用具入れ

使用（保管）場所	備品名	数量	備考
告 別 室	電動棺台車	2 台	
	遺影台（祭壇）	2 台	42,000×2
	献花（焼香）台	2 台	
	神式祭具	1 式	
	仏式祭具	1 式	
炉前ホール	遺影台	4 台	
炉前ホール横倉庫	電動収骨台車	1 台	（予備）
	火葬台車（ベット）	1 台	（予備）
	保管庫（両開扉）	2 台	スチール製（88 cm幅）
	冷凍冷蔵庫	1 台	MR-F35X
収 骨 室	電動収骨台車	2 台	
	収骨用移動台（レール）	2 台	81,900×2
	収骨用トレー	2 台	84,000×2
	収骨箸置箱	2 個	3,500×2
	遺影台（白木）	2 台	
	箸置き台（ステンレス筒）	2 台	
	台（木目調）	2 台	
収骨室前廊下	パネルスクリーン	2 台	
待合室（和室）	掃除機	1 台	C V-WB9
	案内板（スタンドタイプ）	5 台	
	座椅子	12 個	
	座机	13 卓	
待合ホール	ソファ背有り（3人掛）	6 脚	
	ソファ背有り（2人掛）	6 脚	
	ソファ背無し（3人掛）	3 脚	
	ソファ背無し（2人掛）	5 脚	
	サイドテーブル	9 卓	
	間仕切りボード	3 台	
	テレビ（21 型）	1 台	21R99-N
霊 安 室	遺体保冷库	1 台	
	遺影台（祭壇）	1 台	
敷 地 入 口	関係者立入禁止看板取付 ステンレス鎖	1 式	フック共

議案第 93 号

四万十町子育て支援住宅条例について

四万十町子育て支援住宅条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町子育て支援住宅条例

(設置)

第 1 条 子育て世帯に良好な賃貸住宅を供給し、定住の促進及び地域の活性化を図るため、四万十町子育て支援住宅（以下「子育て支援住宅」という。）を設置する。

(名称等)

第 2 条 子育て支援住宅の名称及び位置等は、次の表のとおりとする。

名称	位置	床面積	建設年度	構造
米奥団地 5 号	四万十町米奥 1983 番地 3	81.15 m ²	令和 7 年度	木造平屋建
米奥団地 6 号	四万十町米奥 1983 番地 2	81.98 m ²		
米奥団地 7 号	四万十町米奥 1983 番地 1	81.15 m ²		

(入居者資格)

第 3 条 子育て支援住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 入居の申込み時点において小学生以下の子又は妊娠している者を含む世帯
- (2) 自治会活動その他の地域活動に積極的に参加する意思がある者
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (4) 本町に納付すべき公租公課を完納している者
- (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(入居の申込み及び決定)

第 4 条 前条に規定する入居者資格のある者で、子育て支援住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を子育て支援住宅の入居者とし

て決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者に対し、規則で定めるところにより通知するものとする。

(選考委員会)

第5条 子育て支援住宅に入居する者（以下「入居者」という。）の公正な選考について調査審議するため、子育て支援住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、町長が委嘱し、又は任命する5人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(入居者の選考)

第6条 第4条第1項の規定による入居の申込みをした者の数が入居させるべき子育て支援住宅の戸数を超える場合には、選考委員会の意見を聴いて当該子育て支援住宅への入居者の選考を行い、入居者を決定する。

2 前項の場合において入居順位を定め難いときは、公開抽選により入居者を決定する。

(入居補欠者)

第7条 町長は、前条第1項の規定により入居者を選考する場合において、同項の規定により入居者として決定した者（次項において「入居決定者」という。）のほかに、補欠として別に入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居決定者が子育て支援住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。

(家賃の額)

第8条 子育て支援住宅の毎月の家賃は、65,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(入居期間)

第9条 子育て支援住宅に入居することができる期間は、原則として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居している期間とする。

(準用規定)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て支援住宅の管理に関し必要な事項は、次に掲げる四万十町公営住宅条例（平成18年四万十町条例第144号。以下「公営住宅条例」という。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「子育て支援住宅」と読み替えるものとする。

(1) 入居の手続等（公営住宅条例第12条）

(2) 家賃の減免又は徴収猶予（公営住宅条例第15条）

- (3) 家賃の徴収及び督促（公営住宅条例第 16 条及び第 16 条の 2）
 - (4) 敷金及び敷金の運用等（公営住宅条例第 17 条及び第 18 条）
 - (5) 修繕の費用の負担及び入居者の費用負担義務（公営住宅条例第 19 条及び第 20 条）
 - (6) 入居者の保管義務及び迷惑行為の禁止（公営住宅条例第 21 条及び第 22 条）
 - (7) 不使用の届出、転貸等の禁止、目的外使用及び模様替等（公営住宅条例第 23 条から第 26 条まで）
 - (8) 住宅の検査及び住宅の明渡し請求（公営住宅条例第 41 条及び第 42 条）
 - (9) 使用の許可の取消し（公営住宅条例第 49 条）
 - (10) 住宅管理人及び立入検査等（公営住宅条例第 50 条及び第 51 条）
 - (11) 罰則（公営住宅条例第 55 条）
- （委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第94号

四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条—第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例に定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支

援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活そ

の他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 13 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 節 乳児等通園支援事業の区分

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は同法第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 3 節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定

		する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 高知県認定こども園条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 95 号

四万十町景観条例について

四万十町景観条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町景観条例

四万十町景観条例（平成 20 年四万十町条例第 27 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 景観計画（第 6 条・第 7 条）

第 3 章 行為の制限（第 8 条—第 15 条）

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第 16 条—第 21 条）

第 5 章 四万十町景観協議会（第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、四万十町の豊かな自然と人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り、育て、創って、未来へと引き継ぐために、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び景観行政団体が定める景観計画（法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）に基づき必要な事項を定め、四万十川流域の他の景観行政団体と協調して、自然的社会的諸条件に応じた施策を町民協働のもとに展開し、もって四万十川をはじめとした美しく風格のある良好な景観の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 町民 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は土地、建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。
- （2） 事業者 町内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

(3) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。

2 その他の用語の定義は、法及び景観計画の例による。

(基本理念)

第3条 四万十町の良い景観は、町民共有の財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受できるよう、町、町民及び事業者の適切な役割分担と協働のもとに形成されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、景観の形成に関する施策を定め、計画的に実施しなければならない。

2 町は、景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、町民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 町は、公共施設等の整備を行う場合には、景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 町は、町民及び事業者が景観の形成に積極的な役割を果たすことができるよう意識の高揚、知識の普及を図るなど必要な措置を講ずるものとする。

5 町は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び公共的団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民及び事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、町が持つ地域特性に配慮し、積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 町民及び事業者は、町が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 町長は、景観を総合的かつ計画的に推進するため、景観の形成に関する基本的な目標を明らかにするとともに、町民等と協力してその目標を実現するための指針となる景観計画を策定しなければならない。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定めるもののほか、あらかじめ第22条に規定する四万十町景観協議会（同条第1項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 町長は、景観計画を定めようとするときは、必要に応じて四万十町文化的景観整備管理委員会（四万十町文化的景観整備管理委員会設置要綱（平成23年教育長告示第2号）第1条に規定する委員会をいう。）の意見を聴くものとする。

4 町長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

5 第2項から前項までの規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観重点区域の指定)

第7条 町長は、景観計画区域のうち、重点的に景観の形成を図る必要があると認める区域を、景観重点区域として指定することができる。

2 町長は、景観重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、協議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の制限

(事前協議)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ町長と協議しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる行為とする。

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で別表に掲げるもの
- (2) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの
- (3) その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(景観計画との適合)

第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させなければならない。

(法に基づく届出をした者に対する通知)

第13条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出のあった場合において、当該届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(行為の完了又は中止の届出)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

(勧告又は変更命令等に係る手続)

第15条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による変更命令を行う場合において必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等)

第 16 条 町長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるもののほか、あらかじめ協議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該所有者の同意を得なければならない。

2 町長は、前項の景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の現状変更等の許可)

第 17 条 町長は、法第 22 条第 3 項の規定により許可に必要な条件を付する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

2 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物に係る所有権その他の権限を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第 18 条 法第 25 条第 2 項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検し、消火機材の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

第 19 条 町長は、法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第 2 項の規定によるもののほか、あらかじめ協議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該所有者の同意を得なければならない。

2 町長は、前項の景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により準用する景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の現状変更等の許可)

第 20 条 町長は、法第 31 条第 2 項の規定により準用する、現状変更の許可に必要な条件を付する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

2 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木に係る所有権その他の権限を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第 21 条 法第 33 条第 2 項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行う

こと。

- (2) 景観重要樹木の焼失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の処置を行うこと。

第5章 四万十町景観協議会

(景観協議会)

第22条 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、四万十町景観協議会を置く。

- 2 協議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、及び審議し、並びに良好な景観の形成に関する事項について町長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員10人をもって組織する。
- 4 協議会は、良好な景観の形成に関し識見を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第10条第1号関係）

届出を要しない行為	
農業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの	・用途を改変しない農地の改変 ・幅員が3 m未満の農道の設置 ・幅員が2 m以下の用排水路の設置 ・桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為 ・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
林業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの	・木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が3 m未満の作業道や林道の設置 ・スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為 ・天然林農地、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為 ・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

議案第 9 6 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「416,600 円」を「417,600 円」に、同項第 2 号中「51,600 円」を「52,100 円」に改める。

第 16 条第 2 項第 2 号中「7,100 円」を「7,300 円」に、「10,000 円」を「10,400 円」に、「12,900 円」を「13,500 円」に、「15,800 円」を「16,600 円」に、「18,700 円」を「19,700 円」に、「21,600 円」を「22,800 円」に、「24,400 円」を「25,900 円」に、「26,200 円」を「29,100 円」に、「28,000 円」を「32,300 円」に、「29,800 円」を「35,500 円」に、「31,600 円」を「38,700 円」に改める。

第 29 条第 1 項第 3 号中「4,400 円」を「4,700 円」に改める。

第 31 条第 2 項中「100 分の 125」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」の次に「、100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」を加える。

第 34 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 50、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職 員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

の 区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100

	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000

	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
	86	266, 200	305, 800	355, 700			
	87	266, 500	306, 100	356, 100			
	88	266, 800	306, 400	356, 500			
	89	267, 100	306, 700	356, 700			
	90	267, 400	307, 000	357, 100			
	91	267, 700	307, 300	357, 500			
	92	268, 000	307, 600	357, 900			
	93	268, 300	307, 800	358, 100			

	94	308, 000	358, 400			
	95	308, 300	358, 800			
	96	308, 700	359, 100			
	97	308, 900	359, 400			
	98	309, 200	359, 800			
	99	309, 500	360, 200			
	100	309, 900	360, 600			
	101	310, 100	361, 100			
	102	310, 400	361, 500			
	103	310, 700	361, 900			
	104	311, 000	362, 300			
	105	311, 200	362, 800			
	106	311, 500	363, 200			
	107	311, 800	363, 500			
	108	312, 100	363, 800			
	109	312, 300	364, 200			
	110	312, 600				
	111	313, 000				
	112	313, 300				
	113	313, 500				
	114	313, 700				
	115	314, 000				
	116	314, 400				
	117	314, 600				
	118	314, 800				
	119	315, 100				
	120	315, 400				
	121	315, 700				
	122	315, 900				
	123	316, 200				
	124	316, 500				
	125	316, 800				

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		

	20	365, 200	449, 800	504, 500		
	21	368, 500	451, 100	506, 400		
	22	371, 600	452, 600	508, 100		
	23	374, 700	454, 000	509, 900		
	24	377, 700	455, 400	511, 700		
	25	380, 800	456, 800	513, 300		
	26	383, 100	458, 200	515, 100		
	27	385, 400	459, 500	516, 900		
	28	387, 600	460, 900	518, 400		
	29	389, 500	462, 300	519, 800		
	30	391, 200	463, 600	521, 500		
	31	392, 900	465, 000	523, 300		
	32	394, 700	466, 400	525, 000		
	33	396, 400	467, 700	526, 500		
	34	398, 200	469, 100	527, 800		
	35	399, 800	470, 400	529, 100		
	36	401, 100	471, 800	530, 400		
	37	402, 500	473, 200	531, 400		
	38	403, 900	474, 900	532, 700		
	39	405, 300	476, 500	534, 000		
	40	406, 700	478, 000	535, 300		
	41	408, 200	479, 600	536, 300		
	42	408, 900	480, 800	537, 100		
	43	409, 500	481, 900	537, 900		
	44	410, 100	483, 000	538, 700		
	45	410, 900	484, 000	539, 600		
	46	411, 500	484, 900	540, 400		
	47	412, 100	485, 800	541, 200		
	48	412, 600	486, 600	541, 900		
	49	413, 100	487, 300	542, 700		
	50	413, 500	488, 000	543, 500		
	51	414, 000	488, 700	544, 200		

	52	414, 400	489, 300	545, 100		
	53	414, 800	489, 900	546, 000		
	54	415, 100	490, 600	546, 800		
	55	415, 400	491, 200	547, 700		
	56	415, 800	491, 800	548, 600		
	57	416, 100	492, 100	549, 400		
	58	416, 500	492, 700	550, 200		
	59	416, 800	493, 300	551, 000		
	60	417, 200	494, 000	551, 700		
	61	417, 600	494, 400	552, 500		
	62	417, 900	495, 000	553, 400		
	63	418, 200	495, 700	554, 300		
	64	418, 500	496, 400	555, 200		
	65	418, 800	496, 800	556, 000		
	66		497, 400	556, 900		
	67		498, 000	557, 800		
	68		498, 500	558, 700		
	69		499, 000	559, 500		
	70		499, 500	560, 400		
	71		500, 000	561, 300		
	72		500, 500	562, 200		
	73		500, 900	563, 000		
	74		501, 400			
	75		501, 800			
	76		502, 200			
	77		502, 700			
	78		503, 300			
	79		503, 800			
	80		504, 200			
	81		504, 700			
	82		505, 300			
	83		505, 900			

	84		506,400			
	85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500	円 590,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100

	20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700	403, 800	454, 300
	21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100	455, 400
	22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400	456, 200
	23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700	456, 600
	24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800	457, 300
	25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900	457, 800
	26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000	458, 200
	27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100	458, 600
	28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200	459, 000
	29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000	459, 400
	30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800	459, 800
	31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500	460, 100
	32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300	460, 400
	33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700	460, 700
	34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300	461, 000
	35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800	461, 300
	36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200	461, 600
	37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600	461, 900
	38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800	
	39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100	
	40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400	
	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700	
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000	
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300	
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600	
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800	
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100	
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400	
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700	
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	

	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			

	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600			
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			
	86		303, 000	341, 100	362, 300			
	87		303, 200	341, 400	362, 600			
	88		303, 400	341, 700	362, 900			
	89		303, 800	342, 000	363, 300			
	90		304, 000	342, 200	363, 600			
	91		304, 200	342, 600	363, 800			
	92		304, 400	342, 900	364, 100			
	93		304, 800	343, 100	364, 400			
	94		305, 000	343, 400	364, 800			
	95		305, 200	343, 700	365, 200			
	96		305, 500	343, 900	365, 600			
	97		305, 800	344, 100	366, 100			
	98		306, 000	344, 400	366, 500			
	99		306, 200	344, 700	366, 900			
	100		306, 500	344, 900	367, 300			
	101		306, 800	345, 100	367, 800			
	102		307, 000	345, 300				
	103		307, 200	345, 700				
	104		307, 500	345, 900				
	105		307, 800	346, 100				
	106			346, 400				
	107			346, 800				
	108			347, 200				
	109			347, 400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 201, 300	円 227, 900	円 257, 300	円 271, 300	円 297, 800	円 340, 000	円 383, 400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他これらの職員に類する者に適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	１	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	２	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	３	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	４	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	５	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	６	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	７	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	８	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	９	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000

26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700
27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500
28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300

58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	

90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	

	122	309, 700	341, 200				
	123	310, 000	341, 500				
	124	310, 300	341, 800				
	125	310, 500	342, 000				
	126	310, 700	342, 300				
	127	311, 000	342, 600				
	128	311, 400	342, 800				
	129	311, 600	343, 000				
	130	311, 900	343, 200				
	131	312, 200	343, 500				
	132	312, 600	343, 700				
	133	312, 800	344, 000				
	134	313, 100	344, 400				
	135	313, 400	344, 800				
	136	313, 700	345, 200				
	137	313, 900	345, 500				
	138	314, 200	345, 900				
	139	314, 500	346, 300				
	140	314, 800	346, 700				
	141	315, 000	347, 000				
	142	315, 300	347, 400				
	143	315, 700	347, 700				
	144	316, 000	348, 100				
	145	316, 200	348, 400				
	146	316, 400	348, 800				
	147	316, 700	349, 200				
	148	317, 000	349, 600				
	149	317, 200	349, 900				
	150	317, 400	350, 300				
	151	317, 700	350, 700				
	152	318, 000	351, 100				
	153	318, 400	351, 400				

	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他これらの職員に類する者に適用する。

第2条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号ス中「60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員
42,200 円

ソ 使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員
45,700 円

タ 使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である職員
49,200 円

チ 使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満である職員
52,700 円

ツ 使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満である職員
56,200 円

テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満である職員
59,600 円

ト 使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満である職員
63,000 円

ナ 使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員 66,400 円

第 31 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」を「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 71.25」」に改める。

第 34 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 50、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5」を「100 分の 51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 97 号

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年四万十町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下この項において「フルタイム給与条例」という。）を適用する場合には、改正前のフルタイム給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（給与の内払）

- 2 給与条例の改正により、報酬、手当及び費用弁償（以下この項において「給与」という。）に改正後の規定を適用する場合には、当該給与条例の改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払とみなす。

議案第 98 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

四万十町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例

四万十町保育所条例（平成18年四万十町条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の表四万十町立見付保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 99 号

四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例

四万十町地域子育て支援センター条例（平成18年四万十町条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「子供」を「子ども」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業
- （2） 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業
- （3） 児童福祉法第 6 条の 3 第23項に規定する乳児等通園支援事業
- （4） その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業

第 5 条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 2 号又は第 3 号の事業を利用する者は、1 時間当たり 300 円を超えない範囲内で町長が定める利用料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第100号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように定める。

令和7年12月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年四万十町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

(四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第2条 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例(平成26年四万十町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第26条中「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各
号」に改める。

(四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第3条 四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例(平成26年四万十町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

議案第101号

四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例

四万十町大正生活支援住宅条例（平成18年四万十町条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 支援住宅の入居の承認その他支援住宅の運営に関する業務
- (2) 支援住宅の施設及び備品の維持管理に関する業務

第4条第2項中「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守するとともに」を削る。

第5条を次のように改める

（利用対象者）

第5条 支援住宅を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次の要件を満たす者

ア 町内に住所を有している者

イ 入居の申請時点において住民税が非課税である世帯に属している者

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項及び第2項の規定による要支援又は要介護1若しくは要介護2の認定を受けている者

エ 在宅生活に不安があると指定管理者が認める者

- (2) 一時的に在宅生活が困難であると町長が認める者（ショートステイ利用に限る。）

- (3) その他指定管理者が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としないことができる。

- (1) 疾病又は負傷のため、入院加療が必要なとき。
- (2) 他の施設の入所決定者と認められたとき。
- (3) 指定管理者が管理運営上不適当と認めるとき。

第6条の見出しを「（入居定員）」に改め、同条中「入所」を「支援住宅の入居」に改める。

第7条を次のように改める。

（入居の承認の申請）

第7条 対象者で支援住宅に入居しようとする者（以下「入居申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

第14条を第19条とする。

第13条第1項中「入所者」を「入居者」に改め、「当該」を削り、同項に次の6号を加える。

- （3） 不正な行為により入居したとき。
- （4） 正当な理由によらないで引き続き15日以上支援住宅を使用しないとき。
- （5） 入居者が死亡したとき、又は長期入院等により継続して利用できないとき。
- （6） 第5条第2項の規定に該当すると認められる状態となったとき。
- （7） 第15条、第16条又は第17条の規定に違反したとき。
- （8） 指定管理者が管理運営上不適当と認めるとき。

第13条第2項中「入所者」を「入居者」に改め、「当該」を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の4条を加える。

（迷惑行為等の禁止）

第15条 入居者は、支援住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（転貸等の禁止）

第16条 入居者は、居室を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

（目的外使用）

第17条 入居者は、居室の構造又は設備を変更してはならない。ただし、入居者等の日常生活上必要不可欠な改修であって、指定管理者の承認及び町長の同意を得たものについては、この限りでない。

（原状回復）

第18条 入居者は、支援住宅の施設又は備品を故意に滅失し、又は損傷したときは、原形に復さなければならない。

2 入居者は、第17条ただし書の規定により居室を改修した場合は、退去する際に原形に復さなければならない。

3 指定管理者は、町長と協議して特別な事情があると認めるときは、前2項の規定を適用しないことができる。

第12条中「入所者」を「入居者」に、「退所」を「退去」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「指定管理者は、」の次に「入居者が」を加え、「入所者又はその同居

者」を「入居者」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項を次のように改める。

第8条に規定する入居の承認を受けた者（以下「入居者」という。）は、利用料金として月額34,000円（ショートステイにあつては、月額1,133円）を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で入居し、又は退去する場合の当該月分の利用料金は、日割計算によるものとする。

第10条を第11条とする。

第9条を次のように改める。

（支援の内容）

第10条 支援住宅で行う支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 配食サービスの利用に関する調整等
- （2） 共有設備（共有スペース、浴室及びトイレを含む。）の管理及び清掃
- （3） 入居生活に関する相談受付及び夜間等緊急時の対応

第8条第1項中「入所の許可」を「入居の承認」に改め、同条第3項第1号中「学識経験者」を「有識者」に改め、同項第2号中「主管課長」を「国民健康保険大正診療所事務長」に改め、同項第3号中「施設長」を「四万十荘施設長」に改め、同項第4号中「社会福祉協議会」を「社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会」に改め、第5号中「地域包括支援センターの」を「四万十町地域包括支援センター」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（入居の承認及び選考委員会）

第8条 指定管理者は、前条の申請があつた場合は、承認について審査し、その内容をして入居の可否を決定し、結果を通知するものとする。

- 2 指定管理者は、前条の承認を行う場合は、支援住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 102 号

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例について

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例

(四万十町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 1 条 四万十町農業集落排水処理施設条例（平成18年四万十町条例第112号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(四万十町公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 四万十町公共下水道条例（平成18年四万十町条例第155号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(四万十町給水条例の一部改正)

第 3 条 四万十町給水条例（平成18年四万十町条例第187号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業

法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。
以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした
者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について

四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例

四万十町ケーブルネットワーク条例（平成20年四万十町条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第11条」を削り、「第12条」を「第11条」に、「第13条・第14条」を「第12条・第13条」に、「第15条—第19条」を「第14条—第16条」に、「第20条・第21条」を「第17条・第18条」に、「第22条—第28条」を「第19条—第25条」に、「第29条・第30条」を「第26条・第27条」に、「第31条」を「第28条」に、「第32条・第33条」を「第29条・第30条」に、「第34条」を「第31条」に、「第35条—第40条」を「第32条—第37条」に、「第41条—第45条」を「第38条—第42条」に、「第46条」を「第43条」に、「第47条・第48条」を「第44条」に、「第49条」を「第45条」に改める。

第2条第2号中「1434番地1」を「8番102号」に改め、同条第6号中「防災監視カメラ」を「河川・海岸等監視カメラ」に改める。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「セットトップボックス、デジタルチューナー及び家屋に附属するONU並びに告知放送端末機」を「ONU等、加入者宅内に設置する設備」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号を第6号とし、第9号を削る。

第6条第5項第1号中「（昭和25年号外法律第132号）」を削り、同条第6項中「第12条第2項、第14条第4項、第24条第1項及び第40条」を「第11条第2項、第13条第4項、第21条第1項、第28条第2項及び第37条」に、「第11条、第18条第3項、第21条第2項、第27条第3項、第28条」を「第10条、第15条第3項、第18条第2項、第24条第3項及び第25条」に改める。

第8条第1項中「と、」を「及び」に改め、「を加えた金額」を削り、「切り捨てた金額」の次に「。以下「消費税額等」という。）を加えた金額」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第1に掲げる額に、消費税額等を加えた金額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める額とする。

第10条を削り、第3章中第11条を第10条とする。

第12条第2項を次のように改める。

2 前項の使用料の額は、別表第2に掲げる額に、消費税額等を加えた金額の範囲内において町長が定める額とする。ただし、第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第2に掲げる額に、消費税額等を加えた金額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める額とする。

第12条第4項中「情報通信サービスの利用の日数が」を削り、第3章中同条を第11条とする。

第13条第1項中「。この条及び第16条において同じ」を削り、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、第5章中同条を第12条とする。

第14条第1項及び第4項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第6章中第15条を第14条とする。

第16条及び第17条を削る。

第18条第1項中「利用者は」の次に「、宅内設備を善良な管理者の注意をもって管理するとともに」を加え、同条を第15条とする。

第19条第2項ただし書中「第11条第2項ただし書」を「第10条第2項ただし書」に改め、同条を第16条とする。

第20条第3項を削り、第7章中同条を第17条とする。

第21条第1項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第8章中第22条を第19条とし、第23条を第20条とする。

第24条第1項中「第41条」を「第38条」に改め、同条を第21条とし、第25条を第22条とし、第26条を第23条とする。

第27条第1項第4号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第24条とし、第28条を第25条とする。

第29条第2項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、第9章第1節中同条を第26条とする。

第30条第1項後段を削り、同条第2項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第27条とする。

第31条第2項を次のように改める。

2 前項の使用料の額は、別表第3の額に掲げる額に、消費税額等を加えた金額の範囲内において町長が定める額とする。ただし、第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第3に掲げる額に、消費税額等を

加えた金額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める額とする。

第31条第4項中「第12条第5項」を「第11条第5項」に改め、第9章第2節中同条を第28条とする。

第9章第3節中第32条を第29条とする。

第33条中「第31条第2項」を「第28条第2項」に改め、同条を第30条とする。

第34条第1項中「第31条第2項」を「第28条第2項」に改め、同条第2項を削り、第9章第4節中同条を第31条とする。

第35条第3項中「第31条第2項」を「第28条第2項」に改め、第9章第5節中同条を第32条とする。

第36条第6号中「第31条第2項」を「第28条第2項」に改め、同条を第33条とし、第37条を第34条とし、第38条を第35条とする。

第39条中「第28条」を「第25条」に改め、同条を第36条とし、第40条を第37条とする。

第10章中第41条を第38条とし、第42条から第45条までを3条ずつ繰り上げる。

第11章中第46条を第43条とし、第12章中第47条を第44条とする。

第48条第2項第2号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第3号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項第4号中「第31条第2項」を「第28条第2項」に改め、第13章中同条を第45条とする。

附則第1条第1項ただし書中「読み替え規定」を「読替規定」に、「第11条」を「第10条」に改める。

附則第4条中「第43条第3項」を「第40条第3項」に改める。

別表第1 ケーブルテレビ加入金の項中「第22条第2号」を「第19条第2号」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

サービスの種別	月額使用料
基本コース	960円
有料番組コース	1,800円

別表第3及び別表第4を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第3（第28条関係）

(1) インターネットの使用料		
コース名	最大速度	月額使用料
低速インターネット	町長が別に定める。	6,000円
高速インターネット		
(2) インターネット付加機能の使用料		

付加機能	初期費用	月額使用料
メール追加使用料	3,000円	2,500円
W e b メール&メール転送サービス		
商用ホームページ掲載料		
固定 I P サービス		
メールアドレス変更手数料		
その他必要な付加機能		

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 1 0 4 号

四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について

四万十町旧都築邸に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町宮内 7 6 番地 7
 特定非営利活動法人 L I F E
 代表理事 井上 義之
2. 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 0 5 号

四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町十和川口 6 2 番地 9
 株式会社とおわ
 代表取締役 中野 千里
2. 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで